

函 福 管
令和3年(2021年)5月15日

市 議 会 議 員 各 位

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- (1) 北海道における緊急事態措置に係る函館市の対応について
- (2) 北海道における緊急事態措置（案）
（令和3年5月15日開催北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料）

（保健福祉部管理課）

北海道における緊急事態措置に係る函館市の対応について

令和3年(2021年)5月15日
函館市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 市の公共施設の利用制限(5月18日(火)～5月31日(月))

■ 20時に閉館時間を早める施設

(1) 福祉関係施設

- ・女性センター

[市民部市民・男女共同参画課 21-3470]

(2) 社会教育施設

- ・市民会館, 芸術ホール, 亀田交流プラザ, 公民館, 青年センター,
青少年研修センター

[教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 21-3462]

- ・公会堂(貸館のみ)

[教育委員会生涯学習部文化財課 21-3456]

- ・戸井西部総合センター, 戸井生涯学習センター, 戸井総合学習センター

[戸井教育事務所 82-3150]

- ・楳法華総合センター

[楳法華教育事務所 86-2451]

- ・南茅部総合センター

[南茅部教育事務所 25-3789]

(3) 屋内スポーツ施設

- ・函館アリーナ, 市民プール

[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課 21-3475]

- ・恵山総合体育館

[教育委員会生涯学習部恵山教育事務所 85-2222]

- ・南茅部スポーツセンター

[教育委員会生涯学習部南茅部教育事務所 25-3789]

(4) 屋外スポーツ施設

- ・函館フットボールパーク, 千代台公園庭球場, 千代台公園弓道場, 西桔梗野球場

[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課 21-3475]

(5) 公園

- ・昭和公園(多目的広場・庭球場)

[土木部公園河川管理課 21-3431]

(6) その他の施設

- ・地域交流まちづくりセンター

[企画部企画管理課 21-3621]

- ・函館競輪場, サテライト松風

[競輪事業部事業課 51-3121]

- ・函館コミュニティプラザ(Gスクエア)

[経済部商業振興課 21-3313]

- ・勤労者総合福祉センター(サン・リフレ函館)

[経済部雇用労政課 21-3308]

■一部を休止する施設

- ・学校開放（スポーツ開放，文化開放），社会学級は休止
[教育委員会生涯学習部スポーツ振興課 21-3477]
[教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 21-3444]
- ・児童館の夜間貸館は休止
[子ども未来部次世代育成課 32-1517]

2 函館市観光誘致促進事業「はこだて割」の運用

令和3年5月18日（火）以降，新規予約販売を一時停止します。

※停止期間 令和3年5月18日（火）～5月31日（月）

[観光部観光誘致課 21-3340]

北海道における緊急事態措置 (案)

令和3年5月 日

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域

特定措置区域以外の市町村

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

特定措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える

(特措法第45条第1項)

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える(特措法第45条第1項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える

(特措法第45条第1項)

- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請・
協力依頼
内容

【酒類又はカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】

◆休業とする(特措法第45条2項)

【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)】

◆営業時間は5時から20時まで(特措法第45条第2項)

◆次の感染防止対策を実施する(特措法第45条第2項)

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業:1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には、周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、収容率50%以内であれば、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする(札幌市については、継続して実施していることからこの猶予期間を適用しない)。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを超えるチケットの新規販売は停止する。

人数上限 及び 収容率

○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催も検討する

(特措法第24条第9項)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)

【交通事業者への協力依頼】

期 間

5月16日(日)~5月31日(月)

協力依頼
内容

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する(5月18日～)(特措法第24条第9項)
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)
 - ※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内 訳	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする (特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
運動・遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など		
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など		
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需サービスを除く)		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【大規模施設に対する協力金の国の基準額】

大規模施設 20万円×面積／1,000㎡×営業時短割合

テナント 2万円×面積／100㎡×営業時短割合

※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供 (利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画上映はイベント同様に扱い、21時とする(特措法第24条第9項)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで) (特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで) (協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する (特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する (協力依頼) ◆酒類の提供 (利用者による酒類の持込を含む)を行わない (協力依頼)
博物館等	博物館、美術館 など	
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の国の基準額】

大規模施設 20万円×面積/1,000㎡×営業時短割合 テナント 2万円×面積/100㎡×営業時短割合 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

要請・協力依頼

保育所、介護老人保健施設
等の社会福祉施設など

・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)

葬祭場

・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)

図書館

・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)

ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、
理容店、質屋、貸衣装屋、ク
リーニング店など

・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を
含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)

自動車教習所、学習塾など

オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

公立施設

◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。

措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は
厳に控える(特措法第24条第9項)

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない
飲食店等の利用を控える(特措法第24条第9項)

- ◆「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、
大声を出さず、会話の時はマスクを着用)(特措法第24条第9項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える
(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には、周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人を超えるチケットの新規販売は停止する。

人数上限
及び
収容率

○人数上限5,000人

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※1)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2)

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで(協力依頼)

◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する(協力依頼)
- ◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する(協力依頼)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請
内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆道立施設は、原則、休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する(協力依頼)